## 大阪市会ハラスメント防止条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪市会ハラスメント防止条例(令和6年大阪市条例第17号。以下「条例」という。)第15条に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(相談体制)

- 第2条 条例第7条第1項の規定により、大阪市会ハラスメント相談窓口を設置し、ハラスメント相談員(以下「相談員」という。)を置く。
- 2 議長は、弁護士のほか、ハラスメント事案に関する専門的な知識又は経験を有する者を相 談員に指名する。
- 3 条例第7条第2項に規定する申立人からの相談は、電話、電子メール、面談等によるものとする。
- 4 前項の相談を受け付けた相談員は、遅滞なく相談業務に当たるものとする。

(調査)

- 第3条 相談員は、申立人から調査の希望があったときは、条例第8条第1項に規定する調査 を行うことができる。この場合において、相談員は、議長(条例第14条の場合にあっては、 同条の規定により議長の職務を行う者。以下同じ。)に対し、その旨を申し出るものとする。
- 2 議長は、前項の規定による申出があった場合において、必要があると認めるときは、当該 調査を承認するものとする。
- 3 議長は、前項の規定による承認をしたときは、相談員に対し、その旨を通知するものとする。

(議長への報告)

第4条 相談員は、条例第8条第3項の報告をするに当たっては、相談の内容、調査の結果及 びハラスメントがあった又はそのおそれがあったと判断した理由がわかる資料を提出するも のとする。

(被害防止措置)

- 第5条 条例第11条第1項に規定する被害防止措置は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 当該各号に定める措置とする。
  - (1) ハラスメントになるおそれがあると認める場合 注意喚起
  - (2) ハラスメントであると認める場合 中止の求め
  - (3) ハラスメントが繰り返され、又は、その程度が甚だしいと認める場合 勧告 (ハラスメント審査会)
- 第6条 条例第11条の規定により議長が被害防止措置を講じ、又は被申立人の氏名等を公表するに当たって、あらかじめ協議するため、同条に規定するハラスメント審査会(以下「審査会」という。)を設置する。
- 2 審査会に座長を置き、議長をもって充てる。
- 3 座長は、会務を総理する。

- 4 審査会の会議は、座長が招集する。
- 5 審査会の会議は、非公開とする。
- 6 審査会が、必要と認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。ただし、条例第11条第2項に関する審議にあたっては、申立人又は被申立人の意見 陳述又は弁明の機会を与えなければならない。
- 7 審査会の構成員が申立人又は被申立人のほか調査の対象となった者となる場合は、審査会 から除斥する。
- 8 審査会の構成員は、審査会において知り得た秘密を漏らしてはならない。審査会の構成員 を退いた後も同様とする。
- 9 各会派から推薦する議員各2名については、多様性に配慮するものとする。 (申立人への通知)
- 第7条 条例第11条第1項の規定により、議長が被申立人に対し被害防止措置を講じたときは、 申立人にその旨を通知する。

附則

この規程は、令和6年12月1日から施行する。